

## 現場代理人等の取扱いについて

令和3年4月1日

### 1 現場代理人の通知

請負者は、市公共土木請負契約約款（土木工事用は第11条第1項、建築工事用は第12条第1項）に規定する現場代理人を定め、工事請負契約締結後5日以内に現場代理人等通知書に経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

現場代理人は請負者との直接的な雇用関係がある者を配置するため、現場代理人の現場代理人等通知書には請負者と直接的な雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。

### 2 現場責任者

建設工事に該当しない工事又は建設工事に該当する工種の請負代金額が500万円未満の工事において、契約書に「現場責任者特約条項」が添付された場合、請負者は、現場代理人に代わり工事現場における常駐を要しないことができる現場責任者を定めることができることとする。ただし、契約書に「現場責任者特約条項」が添付されていない、あるいは、設計図書において工事現場への常駐が必要であることを明示された場合は現場代理人を置くこと。

現場責任者を定める場合は、建設工事に該当しない工事については、現場責任者を、建設工事に該当する工種の請負代金額が500万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定めること。

現場責任者を定めた場合には、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 請負者は、現場責任者が現場に不在の際に現場の安全管理を司る「作業責任者」を定めること。
- (2) 請負者は、現場責任者が不在時の場合も含め、緊急時の連絡体制及び対応について施工計画書に記載すること。
- (3) 請負者は、現場責任者が作業員へ行う安全教育及び注意事項の徹底について、具体的に施工計画書に記載すること。
- (4) 現場責任者は監督員から現場の安全な運営取締りについて指示があった場合は、その指示に従うこと。

### 3 現場代理人の常駐の運用

現場代理人の常駐の運用は、別紙「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」によるものとする。

なお、請負者は、上記の取扱いにより、現場代理人と他工事の現場代理人を兼務させる場合は双方の工事に、現場代理人と現場責任者を兼務させる場合は現場代理人をおく工事に現場代理人兼務届を提出すること。

兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。

なお、請負者は、「運用の3」により現場代理人を兼務させる場合は、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 請負者は、現場代理人が監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制を確保しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、現場代理人には工事現場に速やかに向かう等の対応をさせることとし、その内容を施工計画書に記載しなければならない。

## 特に定めた条件

### 現場責任者特約条項

#### (総則)

第1条 本特約は、本特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体とみなす。

#### (適用)

第2条 本特約は、建設工事に該当しない工事及び建設工事に該当する工種の契約金額が500万円未満の工事に適用する。

#### (現場責任者及び主任技術者)

第3条 受注者は、本契約約款第11条に替わり、建設工事に該当しない工事については現場責任者を、建設工事に該当する工種の契約金額が500万円未満の工事については現場責任者及び主任技術者を定め、本契約締結後5日以内に、現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者通知書に準拠し、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、本契約の履行に関し、現場の運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、本契約約款第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限行使ことができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 主任技術者は、現場責任者と兼ねることができる。

5 現場責任者の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付しなくてはならない。

#### (履行報告の適用除外)

第4条 本契約約款第12条に定める履行報告は適用しない。

# 工事現場における現場代理人の常駐の運用について

工事現場における現場代理人の常駐については、下記により運用するものとする。

## 運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と請負者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

## 運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、現場が隣接している場合（重なる場合を含む。）を原則とする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

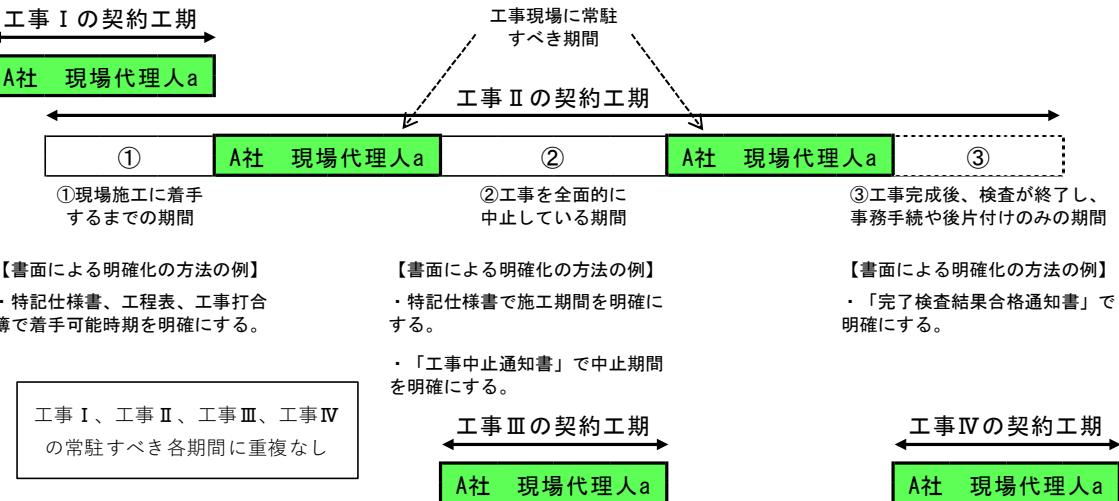
## 運用の3 現場責任者との兼務について

契約金額3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）の建設工事の現場代理人は、次の①②いずれかの条件に該当する工事の現場責任者と同時に一件に限り兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締り等を適切に行うものとする。

- ① 次のア、イのいずれかに該当する工事
  - ア 建設工事に該当する工種の契約金額が500万円未満の建設工事
  - イ 建設工事に該当しない工事
- ② 長久手市内で施工する工事

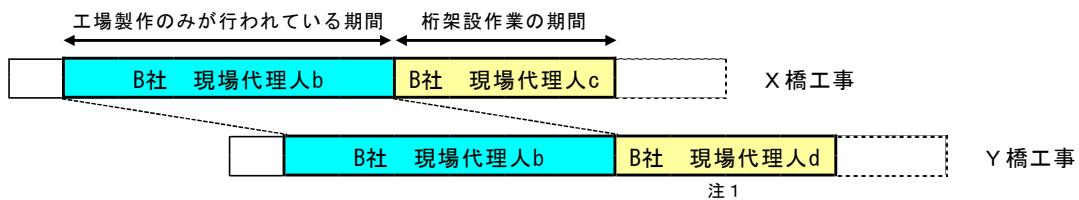
### 【運用の1 前段の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事I、II、III、IVに、同一の現場代理人aを配置することができる。

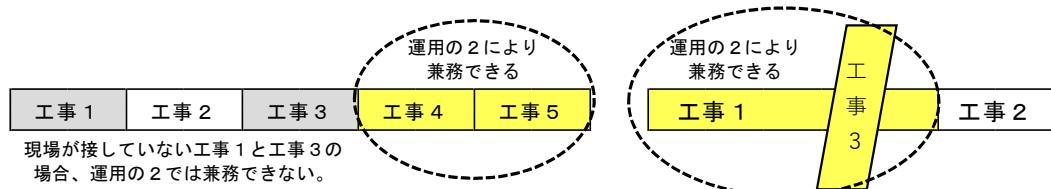


### 【運用の1 後段の説明図】

X橋工事とY橋工事が、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、桁架設作業の期間に配置する現場代理人c、現場代理人dは、工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。



### 【運用の2 説明図】



### 【運用の3 説明図】

